

国民健康保険

平成20年度国民健康保険料確定

前年（平成19年）中の所得を基礎に、1年間（4月から平成21年3月まで）の保険料を算定し、国民健康保険料を確定しました。国民健康保険料本算定通知書と8月以降の納付書は、8月20日ごろに郵送しますのでご確認ください。また、8月以降に納めていただく保険料は、今回確定した保険料から、すでに通知しました仮算定保険料（第1期および第2期分）を差し引いた額を納めていただくこととなりますので、同じ年の国民健康保険料でも第1期、第2期と第3期以降では保険料が違ってくる場合があります。

納期限	4月	5月 (6/2)	6月 (6/30)	7月	8月 (9/1)	9月 (9/30)	10月 (10/31)	11月 (12/1)	12月 (12/25)	1月 (2/2)	2月 (3/2)	3月 (3/25)
納期	—	第1期	第2期	—	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
		仮算定			本算定							

※確定した保険料（年額）よりも、すでに納付済みの保険料（第1期および第2期分）が多い場合は、過納金を還付します。

10月から国民健康保険料は年金から天引きされる特別徴収を始めます

年金から天引きで保険料を納めることを「特別徴収」、本人が窓口（納付書）や口座振替で保険料を納めることを「普通徴収」といいます。

年金から天引きされる対象世帯は、世帯主（擬制世帯主※を除く）の年金から保険料が天引きされます。

※国民健康保険加入者のいる世帯で、国民健康保険に加入していない世帯主のこと。

年金から天引きされる特別徴収対象世帯

対象は次のすべての条件にあてはまる世帯です。

- ①世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満であること。
- ②年額18万円以上の年金（担保に供していないものに限る）を受給していること。
- ③世帯主の国民健康保険料と介護保険料1回当たりに徴収する合算額が、2か月に1回支給される年金受給額の2分の1を超えていないこと。

天引き（特別徴収）・窓口・口座振替（普通徴収）の判定例	
世帯主（国保）72歳、妻（国保）68歳の場合	→ 天引き
世帯主（国保）72歳、妻（国保）63歳の場合	→ 窓口・口座振替
世帯主（擬主※）72歳、妻（国保）68歳の場合	→ 窓口・口座振替
世帯主（擬主※）78歳、妻（国保）68歳の場合	→ 窓口・口座振替
世帯主（国保）72歳、妻（国保）68歳、子（国保）40歳の場合	→ 窓口・口座振替
世帯主（国保）72歳、妻（国保）68歳、子（社保）40歳の場合	→ 天引き

●年金からの天引きで保険料を納める場合：6～9月（平成20年度）はこれまでどおり納付書や口座振替で、10月以降が年金からの天引き（8月以降、世帯主へ年金からの天引き開始の通知をします）

☆平成21年度以降は、年金からの天引きで年金定期支払時（偶数月）6回の分割で納めていただきます。

※年金からの天引きを希望しない方は、保険年金課または各庁舎総合窓口課へ申し出ていただくことで、保険料の口座振替が可能になります。

（ただし、以下の要件を満たす方に限ります）

- ①これまで、保険料を滞納することなく納めていただいている方。
- ②これから、保険料を口座振替で納めていただける方。

事務処理上、**8月20日（水）**までに申し出てください。8月20日を過ぎて申し出ていただいた場合は、10月分の中止手続きが間に合いませんので、申し出ていただく時期で12月以降の年金からの中止になります。ご了承ください。

長寿医療制度

保険料の支払いが口座振替で可能になります

4月から年金からの天引きの方、または10月から年金からの天引き予定となっている方のうち、①②のいずれかにあてはまる方は、口座振替が可能になります。

対象となる方 ①これまで国民健康保険に加入し、世帯主として保険料を確実に納付していた方

②世帯主または配偶者がいる方で、本人の年金収入が180万円未満の方

手続き方法 事前に市役所へ申し出てください。

※10月から、年金からの天引き中止を希望する場合は、事務処理上、**8月20日（水）**までに申し出てください。8月20日を過ぎて申し出ていただいた場合は、10月分の中止手続きが間に合いませんので、申し出ていただく時期で12月以降の年金からの中止になります。ご了承ください。

☎北勢庁舎 保険年金課 ☎72-3829 ☎72-3334